

社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会定款細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この定款細則は、社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会（以下「法人」という。）定款第47条の規定により、法人の運営管理及び業務の細部について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 理事会

(決議事項)

第2条 理事会で決定すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 事業計画・予算に関すること
- (2) 予算外の新たな義務負担又は権利の放棄に関すること
- (3) 事業報告・決算に関すること
- (4) 定款の変更に関すること
- (5) 社会福祉事業の許認可関係に関すること
- (6) 事務局長の任免、その他重要な人事に関すること
- (7) 基本財産の処分、担保提供等に関すること
- (8) 評議員会の招集に関する日時、場所、目的等招集事項に関すること
- (9) 金銭の借入に関すること
- (10) 法人の運営に関する規則等の制定及び変更に関すること（別表1）
- (11) 施設用財産に関する契約（「130万円以上の工事又は製造の請負契約」及び「80万円以上の物品買入れに係る契約」）、その他重要な契約に関すること
- (12) 寄付金の募集に関する事項に関すること
- (13) 合併、解散及び解散した場合における残余財産の帰属者の選定に関すること
- (14) 新たな事業の経営又は受託に関すること
- (15) 評議員選任・解任委員の選任及び解任に関すること
- (16) その他、法人の業務に関する重要事項に関すること

(報告事項)

第3条 理事会へ報告すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）
- (3) 定款第27条の規定により会長が専決した事項
- (4) その他役員又は評議員から報告を求められた事項
- (5) 社会福祉法令等で規定された報告事項

(理事会の招集)

第4条 会長は、理事会を開催するときは、書面をもって招集日の7日前までに各理事に通知するものとする。

2 前項の書面には、提出議案内容を明記するものとする。

(関係者の出席)

第5条 議長は、必要があるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(議事録)

第6条 出席した会長及び監事は、理事会終了後速やかに議事録を作成するものとし、次の事項を記載するものとする。

- (1) 開催年月日及び時間
- (2) 開催場所
- (3) 理事総数、出欠席者数、氏名
- (4) 理事会成立報告（定款の引用）
- (5) 議案
- (6) 議案に関する特別な利益関係者
- (7) 議案に関する発言内容
- (8) 議案に関する表決結果
- (9) 会長及び監事の署名、押印

2 議長は、議事録の正確を期すため適当と認める職員に理事会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

3 議事録は、提出議案書及び報告案件書を添付して保存するものとする。

(欠席理事への報告)

第7条 会長は、理事会に欠席した理事に対して議事の概要及び議決結果を記録した書面を理事会終了後速やかに送付するものとする。

第3章 監事

(監事による監査)

第8条 定款第22条及び第38条に規定する監事の決算監査は、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書作成後、速やかに実施するものとする。

2 監事は、前項の監査のほか必要と認めるときは、理事及び職員に対して事業の報告を求め、業務及び財産の状況等について、随時必要な時期に監査を実施することができる。

3 監事は、前2項の監査を実施するときは、あらかじめ、監査事項を定めておくも

のとする。

4 監事は、前項に定めるほか、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(監査報告書)

第9条 監事は、監査終了後、社会福祉法施行規則に定める期間内に監査報告書を作成し、署名押印の上、会長に提出するものとする。

第4章 役員を選任

(選任手続)

第10条 理事会は、役員任期満了直前の評議員会までに、次期役員となるべき候補者を選考しなければならない。

2 評議員会で選任された者は、就任日以前に就任承諾書及び履歴書を会長あてに提出しなければならない。

3 理事会で推薦された者は、推薦日以前に就任承諾書及び履歴書を会長あてに提出しなければならない。

4 会長は、評議員会の決議を得た上で、選任された役員に対し就任の日までに委嘱状を交付するものとする。

(中途退任)

第11条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ会長に書面で届け出るものとする。

(欠員補充)

第12条 役員欠員補充については、第10条の規定を準用する。

(役員名簿)

第13条 会長は、役員選任後、速やかに役員名簿を作成し、これを保存しておかななければならない。

第5章 評議員会

(評議員会の権限)

第14条 評議員会が決議する事項は次のとおりとする。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 予算及び事業計画の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認

- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 定款の変更
- (8) 法人の運営に関する規則等の制定及び変更に関すること（別表1）
- (9) 残余財産の処分
- (10) 基本財産の処分
- (11) 社会福祉充実計画の承認
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（評議員会の招集）

第15条 会長は、評議員会を開催するときは、書面をもって招集日の7日前までに各評議員に通知するものとする。

2 前項の書面には、提出議案内容を明記するものとする。

（関係者の出席）

第16条 議長は、必要があるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

（議事録）

第17条 議長及び評議員会において選任した評議員（議事録署名人）2名は、評議員会終了後、速やかに議事録を作成するものとし、次の事項を記載するものとする。

- (1) 開催年月日及び時間
- (2) 開催場所
- (3) 評議員総数、出欠席者数、氏名
- (4) 評議員会成立報告（定款の引用）
- (5) 議事録署名人（2名の選出）
- (6) 議案
- (7) 議案に関する特別な利益関係者
- (8) 議案に関する発言内容
- (9) 議案に関する表決結果
- (10) 議長及び議事録署名人の署名、押印

2 議長は、議事録の正確を期すため適当と認める職員に評議員会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

3 議事録は、提出議案書を添付して保存するものとする。

（欠席評議員への報告）

第18条 会長は、評議員会に欠席した評議員に対して議事の概要及び議決の結果を記録した書面を評議員会終了後速やかに送付するものとする。

（評議員の選任）

第19条 会長は、評議員の任期満了直前の理事会までに次期評議員となるべき候補者を選考しなければならない。選考された候補者は、理事会において推薦し、評議員選任・解任委員会において選任する。

2 評議員選任・解任委員会で選任された者は、就任の日までに就任承諾書及び履歴書を会長あてに提出しなければならない。

3 会長は、選任された役員に対し就任の日までに委嘱状を交付するものとする。

(中途退任)

第20条 評議員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときはあらかじめ会長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第21条 評議員の欠員補充については、定款第9条の規定を準用する。

(評議員名簿)

第22条 会長は、評議員選任後、速やかに評議員名簿を作成し、これを保存しておかなければならない。

(変更等)

第23条 この細則を変更するときは、理事会の議決を得て、評議員会に報告するものとする。

附則

この定款細則は、平成25年4月1日から施行する。

この定款細則は、平成25年12月18日から施行する。

「第12条」「第22条」任期中の交替の削除

この定款細則は、平成29年4月1日から施行する。

第1条、「第34条」を「第47条」へ変更。

第2条(8)、「評議員選任の同意に関する事」を「評議員会の招集に関する日時、場所、目的等招集事項に関する事」へ変更。

第2条に「(16) 評議員選任・解任委員の選任及び解任に関する事」を追加し、(16)を(17)へ繰下げ。

第3条(3)、「第12条」を「第27条」へ変更。

第6条「(5) 議事録署名人(2名の選出)」を削除し、以下1ずつ繰上げ。

第8条第1項、「第13条」を「第38条」へ変更。

第8条第2項「法人の運営及び事業の実施状況等について」を「理事及び職員に対して事業の報告を求め、業務及び財産の状況等について」に変更。

第10条第3項、「同意」を「決議」へ変更。

第14条「審議」を「決議」へ変更。

第14条(1)「事業計画、予算に関すること」を「理事及び監事の選任又は解任」へ変更。

第14条(2)「予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関すること」を「理事及び監事の報酬等の額」へ変更。

第14条(3)「事業報告、決算に関すること」を「理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準」へ変更。

第14条(4)「定款の変更に関すること」を「予算及び事業計画の承認」へ変更。

第14条(5)「基本財産の処分に関すること」を「計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認」へ変更。

第14条(6)「理事選任の同意及び監事選任に関すること」を「予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄」へ変更。

第14条(7)「合併、解散及び解散した場合における残余財産の帰属者の選定に関すること」を「定款の変更」へ変更。

第14条(8)「その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項」を「法人の運営に関する規則等の制定及び変更に関すること（別表1）」へ変更。

第14条(9)「残余財産の処分」を追加。

第14条(10)「基本財産の処分」を追加。

第14条(11)「社会福祉充実計画の承認」を追加。

第14条(12)「解散」を追加。

第14条(13)「その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項」を追加。

第19条第1項に「選考された候補者は、理事会において推薦し、評議員選任・解任委員会において選任する。」を追加。

第19条第2項、「理事会」を「評議員選任・解任委員会」へ変更。

第19条第3項、「理事会の同意を得た上で」を削除。

第21条、「第16条」を「第9条」へ変更。

この定款細則は、平成29年4月1日から施行する。

第2条、(15) 会長個人と利益相反する行為となる事項、及び双方代理となる事項についての会長職務代理者の選任に関することを削除。以下1つずつ繰り上げ。

第3条(5)に「社会福祉法令等で規定された報告事項」を追加。

第6条(6)に「議案に関する特別な利益関係者」を追加。以下1つずつ繰り下げ。

第9条に「社会福祉法施行規則に定める期間内に」を追加。

第10条第2項の「就任の日まで」を削除。

別表1の評議員議決から就業規則を削除。

この定款細則は、平成30年5月15日から施行する。

別表1に災害時ふれあい基金規程を追加。

この定款細則は、令和2年4月1日から施行する。

別表1から「指定（介護予防）通所介護事業所運営規程」を削除。

この定款細則は、公布の日から施行する。

第10条第1項、「会長は、」を「理事会は、」へ変更。

第10条第2項、「就任日以前に」を追加。

第10条第3項、「理事会で推薦された者は、推薦日以前に就任承諾書及び履歴書を会長あてに提出しなければならない。」を追加。以下1つ繰り下げ。

第17条（7）に「議案に関する特別な利益関係者」を追加。以下1つずつ繰り下げ。

別表 1

| 規 則 等 名 | 理事会 決定 | 評議員会 議決 |
|--|-----------|------------|
| 定款細則 | ○ | ○ |
| 就業規程 | ○ | |
| 処務規程 | ○ | |
| 経理規程 | ○ | ○ |
| 経理規程細則 | ○ | |
| 職員給与規程 | ○ | ○ |
| 事務局規程 | ○ | |
| 事務権限規程 | ○ | |
| 非常勤の雇用等に関する就業規則 | ○ | ○ |
| 非常勤職員の退職手当に関する規程 | ○ | ○ |
| 理事・監事選任規程 | ○ | ○ |
| 評議員選任規程 | ○ | ○ |
| 会長専決規程 | ○ | |
| 監事監査規程 | ○ | |
| 公印規程 | ○ | |
| 会員規程 | ○ | ○ |
| 旅費規程 | ○ | |
| 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程 | ○ | ○ |
| 表彰規程 | ○ | |
| 弔慰規程 | ○ | |
| 小口福祉資金貸付規程 | ○ | |
| 指定居宅介護支援事業所運営規程 | ○ | |
| 指定（介護予防）訪問介護事業所運営規程 | ○ | |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく東伊豆町社会福祉協議会指定障害福祉サービス事業所運営規程（居宅介護及び重度訪問介護及び同行援護） | ○ | |
| 公益通報者保護に関する規程 | ○ | |
| 苦情解決に関する規程 | ○ | |
| 生活福祉資金調査委員会規程 | ○ | |
| 個人情報保護規程 | ○ | ○ |
| 特定個人情報取扱規程 | ○ | ○ |
| 災害時ふれあい基金規程 | ○ | |